

平成18年第7回定例会

階上町議会会議録

平成18年9月11日 開 会
平成18年9月15日 閉 会

階 上 町 議 会

平成18年第7回階上町議会定例会

第1日目

議事日程第1号

平成18年9月11日 午前10時14分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

日程第4 陳情第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の実施に関する意見書の提出を求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	加藤 祐 君	2番	重文字 勝義 君
3番	鹿原 章男 君	4番	橋場 敏雄 君
5番	高松 久美子 君	6番	石川 清人 君
7番	山田 恵治 君	8番	土橋 信夫 君
9番	郷州 公典 君	10番	松森 蒿 君
11番	佐京 登 君	12番	畑中 弘實 君
13番	大前 典男 君	14番	木村 勝彦 君
15番	金沢 啓一 君	17番	荒道 鶴造 君
18番	桑原 一夫 君		

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜谷 豊美 君	助 役	高谷 清孝 君
教 育 長	村上 富士夫 君	総 務 課 長	浜谷 義勝 君
町 民 課 長	林 貢 君	保健福祉課長	鳩 文男 君

産業建設課長	中 城	功 君	教 育 課 長	工 藤	靖 夫 君
総 務 G L	上	博 文 君	企 画 G L	高 橋	信 一 君
税 務 G L	寅 谷	信 廣 君	戸 籍 住 民 G L	池 田	隆 君
保健福祉 G L	浜 谷	操 君	産 業 振 興 G L	川 向	達 人 君
建 設 G L	田 中	昇 君	出 納 室 長	中 村	豊 志 君
教 育 G L	小 沢	勝 君	中 央 保 育 所 長	佐 々 木	忠 弘 君
代表監査委員	志 民	安 之 助 君			

職務のための出席者

議会事務局長	梨 子	謙 一 君	総務課総括主幹	地 代 所	康 二 君
総務課総括主幹	長 根	工 君			

開会の宣告

午前 10 時 14 分

開議の宣告

午前 10 時 14 分

議長（桑原一夫君） ただいまの出席議員は 17 名であります。定足数に達しておりますので、平成 18 年第 7 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により議長において、15 番金沢啓一君、17 番荒道鶴造君を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 15 日までの 5 日間といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 9 月 15 日までの 5 日間と決定いたしました。

日程第 3、この際、認定第 1 号 平成 17 年度決算の認定についての件から、議案第 14 号 茨島浄化センター建設工事その四請負契約の締結についての件まで、15 件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） 本日ここに平成 18 年第 7 回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位にはご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

認定第 1 号 平成 17 年度決算の認定について、ご説明申し上げます。

平成 17 年度決算の認定に付す案件は、一般会計と六つの特別会計合わせて 7 件であります。

それでは始めに、平成 17 年度階上町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

収入済額は、56 億 5,391 万 6,084 円で、支出済額は、55 億 1,321 万 3,251 円となりました。

これにより歳入歳出差引額は、1 億 4,070 万 2,833 円となりますが、平成 17 年度から平成 18 年度への繰越事業である榊漁港機能高度化事業、道路新設改良事業 2 路線、民事訴訟委任及び道仏中学校大規模改造事業に係る 805 万 1,000 円の一般財源分がございますので、実質収支額は、1 億 3,265 万 1,833 円となります。

この実質収支額のうち地方自治法の規定に基づく基金への積立額を 8,000 万円としたことにより、平成 18 年度への繰越額は 5,265 万 1,833 円となりました。

歳入を款別に構成比率でみてみますと、地方交付税が 36.5%で最も高く、対前年度比では、3.4%の増となりました。

2 番目は、町税の 16.2%で、対前年度比では、2.2%の増となりました。

3 番目は、繰入金の 11.2%で、対前年度比では、10.5%の増となりました。

4 番目は、町債の 10.0%で、対前年度比では、18.6%の減となりました。

また自主財源及び依存財源の構成割合をみてみますと、自主財源が 35.1%、依存

財源が 64.9%となり、依然として依存財源が大きな比重を占めております。

次に歳出を款別に構成比率でみてみますと、民生費が 17.7%で最も高く、対前年度比では、0.7%の減となりました。主なものは、障害者福祉費、老人福祉費及び児童福祉費の扶助費、国民健康保険、老人保健及び介護保険特別会計への繰出金、保育所並びに児童館管理運営費等であります。

2 番目は、総務費の 17.2%で、対前年度比では、1.5%の増となりました。主なものは、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金、電子計算機管理費、自治振興費等であります。

3 番目は、公債費の 14.9%で、対前年度比では、0.2%の増となりました。

4 番目は、教育費の 12.6%で、対前年度比では、2.1%の増となりました。主なものは、給食センター管理運営費、繰越事業の大蛇小学校大規模改造事業、学校財産管理費等であります。

また歳出を性質別に構成比率でみてみますと、人件費、扶助費及び公債費で構成される義務的経費は、41.8%で、対前年度比では、1.8%の増となりました。

普通建設事業費及び災害復旧事業費等で構成される投資的経費は、11.9%で、対前年度比では、6.4%の減となりました。

物件費、維持補修費、補助費等、積立金、出資金貸付金及び繰出金で構成されるその他の経費は、46.3%で、対前年度比では、4.6%の増となりました。

これらの平成 17 年度決算を踏まえ、当町の財政指数をみてみますと、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられている経常収支比率は、91.4%で、対前年度比では、2.1%の増となり、一層の財政の硬直化が進んでおります。

また地方債現在高は 101 億 6,609 万 7,000 円で、前年度より 4,073 万 8,000 円減したものの、公債費比率は、19.3%で、対前年度比では、1.8%の増となり、財政指数が今後の財政運営の厳しさを表しております。

歳出においては、義務的経費の中の公債費の増嵩を予測している一方で、歳入の根幹を成す普通交付税や各交付金は、国の三位一体の改革等により減少する可能性が高く、今後もさらに厳しい財政状況下での行政運営になると想定しております。

財政基盤の強化を図るためには、第三次行政改革大綱や集中改革プランに則った行財政改革をさらに加速・推進し、歳入の確保と歳出の削減をするとともに、町民と行政が役割分担や協力関係を見直し、共に考え、共に協力しながら取り組み、成果と責任を共有し合う協働のまちづくりを町民並びに議会の協力を得ながら、実現していかなければならないと考えております。

平成 17 年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、15 億 2,979 万 1,201 円、支出済額は、14 億 5,531 万 4,115 円となりました。これにより、歳入歳出差引残額は、7,447 万 7,086 円となり、うち 5,000 万円を国保会計調整基金へ繰り入れいたしました。

歳入の主なものは、国民健康保険税の、5 億 4,329 万 1,000 円、国庫支出金の、5 億 4,237 万 6,000 円であわせて歳入総額に占める割合は、71.0%であります。

歳出の主なものは、保険給付費の 10 億 643 万 7,000 円、老人保健拠出金の 2 億 6,900 万 3,000 円と、介護納付金の 1 億 1,670 万 1,000 円で、あわせて歳出総額に占める割合は、95.7%となりました。

平成 17 年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、1,053 万 8,837 円で、支出済額は、1,052 万 9,495 円となりました。これにより、歳入歳出差引残額は、9,342 円となりました。

歳入の主なものは、繰入金の、1,022 万 4,000 円で、歳入総額に占める割合は、97.0%であります。

歳出は、総務費が、637 万 5,000 円で、歳出総額の 60.5%、公債費は、415 万 4,000 円となりました。

平成 17 年度階上町老人保健特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、9 億 3,694 万 6,559 円で、支出済額は、9 億 2,717 万 6,963 円となりました。これにより、歳入歳出差引残額は、976 万 9,596 円となりました。

歳入の主なものは、支払基金交付金の 4 億 9,996 万 3,000 円と、国庫支出金の 2 億 4,268 万 5,000 円で、歳入総額に占める割合は、79.3%であります。

歳出の主なものは、医療諸費は、8 億 7,346 万 9,000 円で、歳出総額に占める割合は、94.2%であります。

平成 17 年度階上町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

収入済額は、4,350 万 4,307 円、支出済額 4,309 万 1,576 円となりました。これにより、歳入歳出差引残額 41 万 2,731 円となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が 722 万 3,689 円で歳入総額に占める割合は 16.6%であります。一般会計繰入金は、3,593 万 1,000 円で、82.6%となりまし

た。

歳出の主なものは、施設管理費の 941 万 4,194 円で歳出総額に占める割合は 21.8%であります。公債費は 3,367 万 7,382 円で 78.1%となりました。

平成 17 年度階上町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

収入済額は、7 億 605 万 1,386 円で、支出済額は、6 億 7,865 万 462 円となりました。これにより、歳入歳出差引残額は、2,740 万 924 円となり、うち 2,386 万 4,808 円を介護給付費準備基金へ繰入れしました。

歳入の主なものは、支払基金交付金の 2 億 957 万 2,000 円、国庫支出金の 1 億 7,636 万 4,000 円と、県支出金 8,608 万 8,167 円で、歳入総額に占める割合は、66.9%であります。

保険料収入は、1 億 2,710 万 5,459 円で、18.0%、繰入金は、1 億 577 万 5,000 円で、15.0%となりました。

歳出の主なものは、保険給付費の、6 億 4,479 万 3,000 円で歳出総額に占める割合は、95.0%であります。

平成 17 年度階上町公共下水道特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

収入済額は、3 億 9,370 万 5,004 円、支出済額は、3 億 7,789 万 9,212 円となりました。これにより、歳入歳出差引残額は 1,580 万 5,792 円となりました。

歳入の主なものは、国庫支出金の 1 億 7,760 万円で歳入総額に占める割合は、45.1%であります。一般会計からの繰入金は 2,973 万 2,000 円で 7.5%、町債は 1 億 7,210 万円で 43.7%となりました。

歳出の主なものは、事業費の、3 億 7,075 万 8,909 円で歳出総額に占める割合は 98.1%であります。公債費は 714 万 303 円で 1.8%となりました。

議案第 1 号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、休息時間の廃止及び休憩時間の変更並びに早出遅出勤務ができる条件を変更するため提案するものです。

議案第 2 号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、青森県乳幼時はつらつ育成事業実施要領の一部改正に伴い所要の改正をするため提案するものです。

議案第 3 号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制

定についてご説明申し上げます。

本案は、青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い所要の改正をするため提案するものです。

議案第 4 号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う整備及び出産育児一時金の支給単価を改正するため提案するものです。

議案第 5 号 平成 18 年度階上町一般会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ 780 万 2,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 48 億 8,417 万 2,000 円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、地方特例交付金 1,768 万 4,000 円、基金繰入金 1 億 7,000 万円等を減額補正し、地方交付税 8,676 万 9,000 円、寄附金 2,392 万 4,000 円、繰越金 4,265 万 1,000 円等を追加補正するものであります。

歳出につきましては、総務費 411 万 7,000 円、衛生費 115 万 3,000 円、農林水産業費 543 万 6,000 円、教育費 235 万 9,000 円を減額補正し、民生費 260 万 7,000 円を追加補正するものであります。

次に第 2 表地方債であります、これは、既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第 6 号 平成 18 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,329 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 9,360 万 7,000 円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国民健康保険税を 539 万 4,000 円、国庫支出金を 2,117 万 1,000 円、県支出金を 381 万 6,000 円減額し、療養給付費等交付金に 1,529 万 9,000 円、共同事業交付金に 9,144 万 9,000 円、財産収入に 185 万円、繰入金に 2,060 万円、繰越金に 2,447 万 6,000 円を追加するものであります。

歳出につきましては、老人保健拠出金を 4,185 万 9,000 円減額し、保険給付費に 4,401 万 7,000 円、共同事業拠出金に 8,799 万 2,000 円、諸支出金に 2,939 万 1,000

円、予備費に 407 万 6,000 円を追加するものであります。

議案第 7 号 平成 18 年度階上町老人保健特別会計補正予算第 2 号についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,894 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 62 万 8,000 円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補整についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、繰越金に 976 万 8,000 円、諸収入に 917 万 2,000 円を追加し、歳出につきましては、諸支出金に 977 万円、予備費に 917 万円を追加するものであります。

議案第 8 号 平成 18 年度階上町介護保険特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,408 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 684 万 4,000 円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算補整の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金を 181 万 5,000 円、支払基金交付金を 73 万 5,000 円、県支出金を 104 万 2,000 円減額し、繰入金に 2,414 万 4,000 円、繰越金に 353 万 5,000 円を追加するものであります。

歳出につきましては、地域支援事業費を 335 万円減額し、諸支出金に 2,601 万 3,000 円、予備費に 134 万 4,000 円を追加するものであります。

議案第 9 号 平成 18 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 78 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 8 億 3,578 万 7,000 円とするものであります。

歳入に、一般会計からの繰入金 78 万 7,000 円を追加し、歳出に人事異動に伴う職員給与及び各種手当等合わせて 78 万 7,000 円を追加するものであります。

議案第 10 号 道仏中学校大規模改造工事請負契約の一部変更契約の締結することについてご説明申し上げます。

本案は道仏中学校大規模改造工事について、設計変更に伴い、契約額を変更するため提案するものです。

議案第 11 号 八戸圏域水道企業団規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、理事を廃止することに伴い、企業団規約を変更する必要性が生じたため提案するものです。

議案第 12 号 青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、合併等に伴い青森県市町村職員退職手当組合議会議員の選出区域及び定数の変更をするため提案するものです。

議案第 13 号 茨島浄化センター建設工事その三請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、茨島浄化センター建設工事その三の請負契約を締結するため提案するものです。

議案第 14 号 茨島浄化センター建設工事その四請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、茨島浄化センター建設工事その四の請負契約を締結するため提案するものです。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑等に対しましては本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げます。提案理由の説明いたします。（町長降壇）

議長（桑原一夫君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第 4、陳情第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の実施に関する意見書の提出を求める陳情の件を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情の件については、会議規則第 92 条の規定により、教育民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって陳情第 1 号は、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。お諮りいたします。

議事の都合により、9 月 12 日及び 13 日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、9 月 12 日及び 13 日は休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、9 月 14 日午前 10 時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(散会時刻 午前 10 時 40 分)

平成 18 年第 7 回階上町議会定例会 第 2 日目

議事日程第 2 号

平成 18 年 9 月 14 日 午前 10 時 01 分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 認定第 1 号 平成 17 年度決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17 名）

1 番	加 藤 祐 君	2 番	重 文 字 勝 義 君
3 番	鹿 原 章 男 君	4 番	橋 場 敏 雄 君
5 番	高 松 久 美 子 君	6 番	石 川 清 人 君
7 番	山 田 恵 治 君	8 番	土 橋 信 夫 君
9 番	郷 州 公 典 君	10 番	松 森 蒿 君
11 番	佐 京 登 君	12 番	畑 中 弘 實 君
13 番	大 前 典 男 君	14 番	木 村 勝 彦 君
15 番	金 沢 啓 一 君	17 番	荒 道 鶴 造 君
18 番	桑 原 一 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	助 役	高 谷 清 孝 君
教 育 長	村 上 富 士 夫 君	総 務 課 長	浜 谷 義 勝 君
町 民 課 長	林 貢 君	保 健 福 祉 課 長	鳩 文 男 君
産 業 建 設 課 長	中 城 功 君	教 育 課 長	工 藤 靖 夫 君
総 務 G L	上 博 文 君	企 画 G L	高 橋 信 一 君
税 務 G L	寅 谷 信 廣 君	戸 籍 住 民 G L	池 田 隆 君

保健福祉 G L	浜 谷	操 君	産業振興 G L	川 向	達 人 君
建 設 G L	田 中	昇 君	出 納 室 長	中 村	豊 志 君
教 育 G L	小 沢	勝 君	中央保育所長	佐々木	忠 弘 君
代表監査委員	志 民	安 之 助 君			

職務のための出席者

議会事務局長 梨 子 謙 一 君 総務課総括主幹 地代所 康二 君
総務課主幹 沢 田 充 君

開会の宣告

午前 10 時 01 分

開議の宣告

午前 10 時 01 分

議長（桑原一夫君） ただいまの出席議員は 17 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

1 番 加藤 祐君の質問を許します。

1 番 （加藤 祐君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 1 番 加藤 祐君。（加藤議員登壇）

1 番 （加藤 祐君） 1 番 加藤 祐です。9 月定例会議会にあたり通告に従いまして、3 点について一般質問をさせていただきます。

まず、1 点目は、階上町営住宅榊山団地移転新築工事の業者指名について伺います。

財政の厳しいなか、約 3 億円の予算で町営住宅新築計画の設計業者も決まり、着々と進んでおりますが、地域経済は、長年にわたり景気の低迷、更には、国・

県の公共事業も年々削減される中で地域業者も一生懸命頑張っています。地域活性化のためにも是非、町営住宅は地域の業者で完成させたいと考えますが、執行権を持つ町長の考えをお伺いします。

2 点目に管理型浄化槽市町村補助事業 BT0 方式の取り組みについてお伺いします。内閣府民間資金等活用事業推進室、PFI といいます、そのなかに BT0 方式、建てて、移転して、管理運営するということです。我が階上町も、一部の地域で下水道整備事業が進んでおりますが、下水道整備事業が未計画の地域に、合併浄化槽は生活にはなくてはならないものです。下水道は、3人世帯で月平均の水の使用量を 19 m³としますと、月 3,000 円、年間 36,000 円となりますが、現在の合併浄化槽の保守点検、汲み取り、掃除までかかる費用は約 60,000 円で、下水道と比較すると倍近くかかっております。PFI 事業では、管理運営までできるので、下水道の水の使用料分とほぼ同じくできる制度と聞きます。また、今後、下水道整備事業には、町としても、多大な財政が投入されると懸念されますので、PFI 事業を導入し、地域の生活環境整備が一日も早く進むことを願うものでございます。

3 月議会で町長にお伺いしましたが、岩手県紫波町が 18 年度から事業を開始されていると思われませんが、その後、情報収集、また、調査されたのか、また、当町において BT0 方式を、今後、取り込む考えがあるのかどうかをお伺いします。

3 点目は、下水道整備事業枝管工事私道分地権者不明の取り組みについてお伺いします。

平成 21 年の一部共用開始を目標に工事が着々と進んで居りますが、私道分の地権者で一人行方不明にて町に寄附採納が出来ない部分があります。

今は個人情報保護法により、個人で調べられることが限られております。地域と行政が一緒に取り組むことにより、住民の願いを叶えたいと考えますが、町長のご所見をお伺いします

なお、本定例会に一般質問の機会をいただきましたことに、関係各位に対し、心から感謝と敬意を申し上げ壇上からの質問を終わります。（加藤議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。 （町長登壇）

町長(浜谷豊美君) それでは、ただいまの加藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目でございますが、「榊山団地移転新築工事の業者指名について」であります。本事業は、町営住宅榊山団地の老朽化と、そして、駅前・榊地区の活性化を図るため、今年度は設計委託を行い、平成19年度から20年度にかけて工事を行う計画となっております。

さきほど、議員から言われましたように、現在、国内の景気は回復しているというものの、地方の景気は依然足踏み状態のなかであり、当事業が地元に及ぼす影響が大きいことは十分認識しているところであります。

そのようなことから、当事業の発注につきましては、現段階に置きまして、実施設計がこれからでございます。そして、検討委員会等も開催されます。今後、県と協議を行い経済性・効率性等を考慮しながら、地元企業の参加も含めた発注方法について検討して参りたいと考えております。

次に、第2点目の「管理型浄化槽市町村補助事業 BT0 方式の取り組みについて」であります。岩手県紫波町においては、平成14年度から、浄化槽市町村整備推進事業にPFIが認められたということに伴いまして、今回の事業では民間事業者が自ら資金調達を行い、施設建設した後、施設の所有権を公共に移転し、施設の維持管理・運営を民間事業者が行なうこれをまあ、BT0方式ということを採用していると伺っております。

また、紫波町における公共下水道事業におきましては、供用開始以来今年で20年を経過し、10年前からは農業集落排水事業と、そして個人設置型浄化槽を併せて現在進めているところであり、平成17年度末現在の汚水処理人口の普及率、これは73.2%で、岩手県内ではトップとなっているそうです。

さらに今年度からは、ただいま、議員言われましたが、集合処理が困難な区域について浄化槽市町村整備推進事業を取入れて、5年間で1,000基を整備し、10年間町が維持管理することにしており、これによって平成22年度における普及率を91.2%にする計画となっております。

一方、当町におきましては、現在、大蛇漁集を整備しておりますが、普及率が26.6%、とまあ低い数字となっていることから、まあ、現在におきましては、公共下水道事業を実施し、普及率の向上をまず目指しているところであります。当面の目標として、平成21年度、一部供用開始に向けて最大限の努力をして行かなければなりません。現状において、これに合わせて併行して行ければ大変よろしい訳でございますが、なかなか現在の状況においては、困難であると認識をしております。

次に、第3点目の「下水道整備事業枝管工事私道分地権者不明の取り組みについて」でございますが、えー、先程の件と関連しますが、現在、平成21年度の一部共用を目途に公共下水道整備を進めているところであります。蒼前・野場中地区における認可区域でございますが、このなかの私道の数には41箇所あり、区域内の私道に関しては、階上町私道公共下水道設置要綱を制定し調査事務を進めているところであります。

私道への公共下水道設置には、当該私道に所有権等を有する者全員の土地使用承諾が必要であります。申請時において何らかの理由により承諾が得られない場合には、随時調査に協力して、下水道の普及促進に努めて参りたいと考えております。

また、私道の寄付採納につきましても、関係者が町に寄付採納したい旨の申出があるものにつきましては、出来る限り受ける方向で進めておりまして、不在地主等の問題につきましても地域と行政が協力し、共に取組んで参りたいと考えております。以上でございます。（町長降壇）

1番 （加藤 祐君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 1番 加藤 祐君。

1番 （加藤 祐君） 加藤です。えー、町営住宅の移転工事のご答弁をいただきましたが、町長のお考えもお伺いしました。私も、町長と同じ考えでございます。どうぞ、あの、できる限り、まあ、これは、制約もあるでしょうが、補助事業の関係もあることですから、さまざまたくさんあると思いますが、努力いたしまして町内の業者で完成させていただければなあと、私、思う訳でございます。これは、町長に対してのお願いでございます。

次に、管理型浄化槽ですが、先般、十和田市もPFI事業の取り組みをいたしたということで、新聞報道された訳でございますが、いわゆる、まあ、さきほど私申し上げましたけれども、下水道でかかる費用は、3万位、19㎡、水を使って、月平均、3,000円位ということでございます。そうすると、今、管理型浄化槽をもってる人は、八戸市の業者、いわゆる維持管理をしている会社がある訳ですが、その維持管理をしますと、汲み取りとか泥上げ点検とか、さまざまかかる費用が、年間6万くらい聞いてございます。そうしますと、下水道の通っているところと、合併浄化槽のその費用は、経費は、倍近くかかる訳でございます。それを、今度は、今までは、

管理を業者しか出来なかったものを、BT0方式により、町が管理出来るんだと、そうすると、下水道と同じ金額でいけるんだと、そうすると、町政が、今、町は、公共下水道、漁業集落とか、農業集落とか、沢山のなかで下水道補助金をもらってやる訳ですが、町の財政も相当なものが投入されなければ、この下水道が通らない訳でございます。それでは、いつまでたっても、環境は良くなっていかないと私はこう考える訳で、今、先程、町長が仰られたように、紫波町では、現在、73%位進んでいる、普及している、そして将来は90%を越えるんだということでございます。大変、素晴らしい。この、私、望むのは、町の事業で進めるということになると、大変な金がかかる、で、民間に1,000基を買って、今、紫波町では、1,000基を町で買って、そして、設置の時からもう、民間業者にやるよりも、安く、半分位になる、そして、最後は維持管理まで出来るんだという、あの、事業でございます。これ、18年度に、北海道と紫波町で、18年度から事業開始、スタートでございます。

私、昨年も一般質問しておりますが、そのなかは、これからの階上町の財政の中で、生活環境基盤整備をしていくためには、絶対、必要な、私は、事業じゃあないかなと思う訳でございます。これは、私、何故これを申し上げますかという、あの、他所の方でそれだけ行政が進んでいる訳でございます。十和田市もそれを導入しました。私共もその様々、インターネットのなかで見ますと、青森県で実施しているところが少ない訳でございます。何故、そうなのか。やはり、これからのまちづくりのなかでは、下水道の普及率を考えたならば、そういう町の財政を逼迫することなくこういう事業を進めていくこともまず大切なこと、そしてまた私は、階上町が単独でこれからやって行かなければならない、単独で行くならば、階上町に経済効果を生まなきゃならない、それは、階上町に住みたいというそういう人達を集めて、1年に3万円位安くなるのであれば、大きな、税金を安くできるんだという考えにも等しい訳でございます。八戸に住むよりも、階上へ行ったらそういう特権があるんだ、そういうことも含めて考えて欲しい、八戸市は、今、浄化槽維持管理をしているのであれば、6万円位取られる、階上町と同じ、そうすれば階上町でそのPFIを導入したならば、それから沢山の経済効果が生まれるんじゃないか、間接的なものも沢山生まれるんじゃないか、私は、階上町に八戸からどんどん住み着く、そういう環境を自ら、そういう事業に取り組もうではないか、国で募集しているのに、それも、勉強もして欲しい。先程、私は、町長からもうひとつ回答をいただけなきゃならないのは、3月議会にですね、出来れば、そういうものを職員たちに勉強させ、どういうものか、あの、調査したい、情報収集したいというこう回

答をいただきました。その件についてもまだ伺っておりません。どのように今まで対処してきたのか。ことばだけでは進みません。私、議会のこの流れをみて、その時だけ答弁して逃れればいいんだということでは、これは、絶対、町政は良くならない。約束した以上、何かのアクションを起こして、そして進行をみないと、私は、こう、階上町の前途は無いものと思う訳でございます。

そして、3番目の地権者の私道の件でございますが、これ、あの、先程申し上げましたように、私道の部分、今、一件、私もこう取り組んでいるなかで、田中グループリーダーには、大変、汗を掻いていただいております。そうして、辿って行きますと、私どもでは、どうしてもその部分までは入って行けません。今、何方の所有になってるのか、今、どのようになっているのかまでつきとめて、そのなかで了解をいただくということは、これは、個人的には困難な技でございます。行政区長と、私どもと、こう力を合わせても出来ない、やはり、行政の力を借りないとこれは進まないことだと、こう考えます。まあ、これも大分前に、私も議会で取り上げて、上山町長がいたときに、これは、一番、私も、その今の下水道を普及させるのに、加入させるのに、この問題を早く解決しなければどうにもならない問題だなあと、そこへ突き当たってからどうしようもないということもございます。まあ、設置要綱を作って、まあ、進める、下水道の加入を高めるためにということで、町長の意見を聞いた訳でございますが、ただ、あの、今、道路も、どうせそこを掘るならば、一部を掘るんじゃなくて、管を入れるだけに掘るんじゃなくて、念願でありますあの排水とか、ちょっと手を加えれば出来るところが沢山ございます。そして、1人不明のその調査をするに当たっても、いわゆる、ああ、どうしたらそれが出来るのか、または、司法書士とかそういう、司法にかけなけりゃならない問題も出てくるかと思います。もう、亡くなっている、じゃあ亡くなったらどうするのかと、最良のことを求めるのであれば、いわゆるその、裁判のことも考えに持っていかなきゃならないし、そういうものに突き当たるのであれば、個人ではできる問題ではありません。これは、やはり、念願のあの整備、そして、下水道の普及をさせるように、加入していただけるように、私は、今、手をかけないと、これは出来る問題でもない、そう考えますので、ひとつ、もう一回町長のお考えをお聞きしたいと存知ます。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ハイ、お答えいたします。

3月議会のお話をされましたが、実は通告になかったというふうなこともございまして、最初の答弁には、職員の研修について触れなかった訳ですけども、まあ、そういうことから、町の前途についてまでも発展されますと、大変こう厳しいものがありますけれども、まあ、このことにつきましては、担当課の方には出来るだけこう情報を収集するようにということで指示はしてございます。まあ、その方法・手段として、まあ、そういうご提言を議員から提案されましたけども、まあ、その対応につきましては、担当の方から答弁をさせたいと思います。

えー、それから、その前段におきましての、いろいろと、この十和田市の例をお話されました。これにつきましては、私の方でも承知しております。十和田市におきましては、下水道の普及率というものが、現在では、75.4%でございます。そういう高い水準まで普及されてございます。そして、先程も申し上げましたように、公共下水道の処理施設計画の区域外、その区域においてこの事業を19年度からPFI方式により実施を予定しているということでございます。このように、他所の市或いは町を見ますと、既に各種の下水道事業が実施され完了しておりまして、あくまでも、この公共下水道事業の集合処理が、困難な区域のみなる地域において、まあ、こういう事業を実施しているという状況だと認識をしております。そして、先程も申し上げましたが、我が階上町におきましては、現在、議会でこの公共下水道計画をたて、そして実施している訳でございます。その基幹的な部分を今、事業を実施している状況でございます。それで、この部分については、大蛇漁集はそれとして、現在実施している赤保内・石鉢地区、現在の野場中・蒼前地区においての管工事が整備されそしてそれが少なくとも一部共用開始まで至ることがまず先決であろうと、それをですね、まあ、このBT0方式についてもPFI事業、非常に私もメリットについては、まず、考え認識を持ってございます。これについての有利性は認識してございます。しかし、これを、今、この公共下水道を実施している状況のなかで、同時に並行して行くということは、この事業だけであればいいのでございますが、やはり、この現在の町の全体計画のなかでいきますと、まず、それだけの余力があれば、最低限の基幹部分についての完成を先にすることによって、そして、そのあと、補完的な形で実施して行かないと、これまた、その、議員、認識しているように、これは、区域内においては実施できない事業でございます。ですから、公共下

水道の基幹部分は最低限、これをつなぐことを先決といたしまして、そして、普及率をまず高めて、そのあと補完的なその事業の導入を計っていかなければならない、そういうふうにご考えてございます。まあ、議員につきましては、まず、住まれている野場中地区の、現在、あの、かなり管工事が進んでおります。まあ、処理センターがこれから建設されていくことによって、まず、基幹の管をつなぐことが先決でございますので、今後、これにつきましては検討していくべきではないのかなという認識でございますので宜しくお願いいたします。以上でございます。

産業建設課長（中城 功君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 産業建設課長 中城 功君。

産業建設課長（中城 功君） 加藤議員のご質問にお答え申し上げます。えー、調査につきまして、どういうふうにしたかというふうなことでございますが、担当の方に、今、お話されました岩手県の紫波町、それから十和田市、先ほども触れられましたけども北海道の壮瞥町でも 17 年度行なっております。それから、この、あの PFI を始めて採用したというのは、福岡県の香春町と伺っております。そういうことで、いろいろと調査をしてございます。それに、また、あの 11 月の 14 日でございますが、国土交通省 PFI セミナーが青森市で開催されます。それにつきましても、担当を参加させて、いろいろこう勉強したいと考えてございます。以上でございます。

1 番 （加藤 祐君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 1 番 加藤 祐君。

1 番 （加藤 祐君） あの、私の認識とこうずれております。私が間違ってるのかわかりませんが、町長は、今、普及されて、75%、十和田市も 70 何%とかというなかでの、そこまで下水道が進んで、それから、管理型浄化槽、いわゆる指定区域外のことでなきゃ、ということなんですけど、私の認識は、今、それを管理型浄化槽をつけている人達が、経費を安くできるんだ、ですね。今、下水道がそれだけ普及しないと、その事業が出来ないのですか。町長、そう認識されているんですか。私

にはそう聞こえますが。今、その管理型浄化槽とあわせた階上町、20何%、でも、それとあわせた事業は出来ないのですか。そこをちょっともう一回確認したい。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ハイ、お答えいたします。えーと、この出来ない、というまあ、ご質問の意味でございますけども、現在、技術的とかその事業の導入については何ら問題はない訳でございますが、これを実施できるかといいますと、まず、この、現在、計画している公共下水道をどこまで優先してやるか、これは、議会の議決でもって、それが今、進めている訳でございます。この、下水道の事業計画を、こりゃあもう変更というふうなことは、なかなか容易なことではない。そして、現在、まだ、この公共下水道、このことについては、現在、事業を進めている部分については、普及率はゼロでございます。ゼロの段階で、更に、並行してやる、これは、確かに、メリットについては、ございます。出来るだけ経費が安く、はわかります。それを、今、この状況のなかで、今すぐに、これを並行してやるというのは、なかなか難しい状況にあると言っていることでございます。宜しくお願い致します。

1 番 （加藤 祐君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 1 番 加藤 祐君。

議長（桑原一夫君） 1 番、加藤 祐君の発言は既に 3 回に及びましたが、会議規則第 55 条但し書きの規定により特に発言を許します。1 番、加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） ありがとうございます。町長、今、下水道、計画区域というのがある訳ですよ。もう、認定されているわけですね。計画区域というのは、ね、私は、それ以外を喋っているんですよ。今、町長の言い分だと、これから、どこがなるのか、それを下水道を終わってから、じゃあ、そっちを、じゃあやりましょうということなんでしょう。もう、階上町の下水道計画区域というのはもう決まっている訳でしょ。そうじゃないですか。ねー、どうも、答弁が、私は、こう、町長の

認識が、出来てないんじゃないかと、こう思うんです。もう、計画区域っていうのはもう定まっている訳です。その以外の区域を私は言っているんです。ねー、その以外の区域が、同時並行で、同時に進行したならば、ね、出来るならば、もっと町にメリットがあるんじゃないか、そして、更に、ね、今、これから、じゃあ、財政が厳しいなか、ね、今の計画区域以外をまた、何年か後に、下水道通すんだということは、これは、財政のなかでやれるものか、ね、その経費を、財政を使わないで、民間で浄化槽を入れたならば、浄化槽に、これだけ安く維持管理できますよと、下水道入れなくても、同じ待遇を受けられますよということが、今の PFI の事業なんです。どうも認識がずれてる。もう少し勉強したらどうですか。ねー、私はそう願うものであります。もう少し、その辺の認識を、もうちょっと勉強して下さい。私、また、もう 1 回、あの、これ、機会あれば質問したいと思います。これは、非常に大きい、これから、生活環境整備に必要なものと考えてから、私、こう言っているのをごさいます。職員の、優秀な職員ばかり、沢山おります。その職員を、ね、勉強させる、それが町長の仕事じゃありませんでしょうか。町長 1 人の力ではどんなことも、私は、果たせなくなると思います。これから、大きく、階上町が、町が存続して行くには、やはり、皆の力で、皆の力を利用して、利用するのが町長じゃありませんでしょうか。だから、私、情報収集したのか、そこら辺の、もし、あれであれば、出来ても出来なくても、その勉強させるということがないと、階上町、どこの行政からも遅れをとっていく、それを、まず、私は訴えて質問を終わります。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） お答えいたします。えーと、まず、お話し申し上げたいんですが、認識のずれというような訳ですが、私、先ほど、申し上げました。おそらく、議場に居られる方も聞いておられると思います。この件につきましては、この、認可区域外においての、あくまでも、これは、実施するものだと、実施できるものであるということは、申し上げました。何も、加藤議員の最初から言っているのとずれておりません。そして、先程、この下水道関係、認可区域以外はどうなるのかっていうようなことは、言うておりません。そういう地域について、この PFI を…。普及率は申し上げましたが、この区域外においてどうなるかわからない、それを計

画外については、何でやるかというふうなお話はしておりません。ですから、この普及率について申し上げましたが、まだ、階上の場合は、少なくとも、今、実施、進行している部分を先に供用させて、そして、次の状況を見ながらこの方式についても、これは、検討すべきことであって、最初から、この導入というようなことについては、議会で決めたこの下水道の計画、事業計画の根幹に関わってくるというふうなことでございますので、これについては、私、何も PFI の方式、BTO、BOT いろいろありますが、この、メリットについては十分認識しているつもりでございます。ただ、現時点において、すぐに同時並行というのは難しい状況であるということでございます。その点につきまして、今、いろいろと後段の方で、議員から認識のずれから発展して、いろいろお話ございましたが、それは、私、お話申し上げましたことは、まず、ひとつ、議員のほうからも、しっかりと聞いていただきたいなあとこのように願っております。以上でございます。

議長（桑原一夫君） 以上で1番 加藤 祐君の質問を終わります。

3番 鹿原章男君の質問を許します。

3番 （鹿原章男君） ハイ。3番 鹿原です。

議長（桑原一夫君） 3番 鹿原章男君。（鹿原議員登壇）

3番 （鹿原章男君） えー、一般質問の機会をお与えいただきました。誠にありがとうございます。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、1点目、町道の未整備路線の整備計画についてお伺いたします。第3次階上町総合振興計画によりますと、未整備路線が多数あり、今後地区要望等ふまえて整備していく必要がありますと記載しているが、今後の計画について質問致します。まず、一級町道の未整備路線が2,423mありますが、その未整備路線の区間及びそのメートルについてお伺いいたしたいと思います。

次に、一級町道の未整備区間の今後の整備計画についてお伺いいたします。また、振興計画では、今後地区要望等ふまえて整備していく必要があるとされているが、現在、各地区から多くの整備の要望書等が出されているなかで、その要望書がどのように整理され活用されているか、また、その要望書等の有効期限というのがあるのか、ないのかその点をお伺いいたしたいと思います。

2 点目、環境保全についてお伺いいたします。

豊かな自然と生活環境を守っていくことは、我々ばかりでなく子々孫々のためにも重要なことでありますが、開発の名のもとに自然環境が破壊されつつあるのもまた事実であります。環境破壊のストップは時代的要請であります。

そこで、昨年 12 月の 16 日の新聞報道された、八戸市の産業廃棄物処理業者が、階上町大字金山沢地内に設置している自社の、産業廃棄物最終処分場で長期間にわたり、不適正に処理されていたことが報道されました。産業廃棄物処理事業は県の管轄事業となっているが、その後の現状回復等について、どのようになっているかお伺いしたいと思います。

3 点目、階上町発注の公共工事についてお伺いいたします。

まず、階上町発注の公共工事で、過去 3 年間の入札予定価格 1 千万円以上の工事の平均落札率はいくらか。出来れば、15 年、16 年、17 年、年度別にお知らせ願いたいと思います。また、階上町発注の公共工事で、過去 3 年間の入札予定価格 1 千万円以上の工事の最低落札率及び最高落札率はいくらになっているかお知らせ願いたいと思います。以上で壇上からの質問を終わります。（鹿原議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） えー、それでは、只今の鹿原議員の質問にお答えいたします。

始めに、「町道の未整備路線の整備計画について」であります。第 1 点目の「一級町道の未整備路線の区間及び延長について」であります。町内の一級町道は 11 路線で延長は 35.2k m 余あります。そして、そのうち未整備路線につきましては 2 路線で蝙蝠・鳥屋部線の 1,563m、新田・石鉢線の 866m であります。

次に、2 点目の「今後の整備計画」についてであります。蝙蝠・鳥屋部線につきましては、今後の計画路線に挙げられておりますが、沿線には、2 箇所の遺跡の包蔵地がございます。これらの調査もしなければならないということから、含めて検討して参りたいと考えております。

また、新田・石鉢線の一部未整備区間につきましては、八戸平原開発事業により正部家前・石鉢線が新たに整備されまして、代替路線となっておりますので、この区間につきましては整備の予定はございません。

次に、第3点目の「要望書がどのように整理・活用され、その有効期限」についてであります。各地区から出されました要望書につきましては、地域の要望を十分に調査検討致しまして、実施計画ローリングに載せ整理し地域の要望に応えるべく活用しているところであります。

なお、有効期限については特に期限を定めているわけではございません。以上でございます。…（「まだ、ある」の声）

えー、引き続きまして、2点目の「環境保全について」答弁いたします。大変失礼いたしました。

昨年、金山沢地区で発覚いたしました、産業廃棄物処理業者による産業廃棄物の不適正処理については、県は、不法投棄として当該業者の廃棄物処分業等許可を取消処分として、原状回復の指導を行ってきたところでございます。

県によりますと、当該処分場では処理することができない、がれき類等を2箇所、医療廃棄物の燃え殻等を1箇所に投棄していたことが確認されました。

その後、がれき類については昨年の12月27日に全量を搬出し、他の業者へ委託して、埋立て処分されたとのことでございます。

燃え殻については、ダイオキシン類の含有が高いことから、周辺環境への影響がないことを確認し、慎重に撤去作業を進め、本年4月27日までに燃え殻が混じった土も含めた全量を、県外の産業廃棄物処理業者に処分委託し、搬出したとのことであります。

なお、周辺環境への影響については、土壌、地下水、河川水のいずれも環境基準を大きく下回り、問題ないとして、7月6日には新しい土による原状回復作業が終了したと県から確認をいたしております。

次に、第3点目の「町発注の公共工事」にお答えいたします。

過去3年間の工事予定価格1千万円以上の平均落札率について、それぞれ年度別の数字でございます。平成15年度 22件 95.4%、平成16年度 24件 94.4%、平成17年度 21件 90.4% となっております。えー、以上3箇年の合計では67件、93.3%でございます。

次に最低落札率でございますが、平成15年度 63.0%、平成16年度 75.0%、平成17年度 60.4%でございます。

最高落札率ですが、平成15年度 99.0%、平成16年度 96.9%、平成17年度 96.3%となっております。以上でございます。（町長降壇）

3番（鹿原章男君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 3番 鹿原章男君。

3番（鹿原章男君） えー、まず、あの、町道の整備についてでございますけども、今、町長の答弁のなかに、遺跡調査で遅れてるんだということだった訳でございますけどもね、もう、この計画が大体5～6年前に、計画があったと伺っております。で、その後、整備について、計画は持たれていなかったということですか。それとも、その遺跡調査が難しいという意味でこう、このような状態になっているのか、その辺を伺いたいと思います。

また、あの、町道の整備についてですね、通告とはちょっと違っているかも知れませんが、えーと、野沢・法師窪線、この線がですね、大分前からこう着工しておる訳でございますけれども、なお、まだ、あの、整備されていない区間が何百mもある、こういう状態だ訳でございます、その、整備計画はどうなっているか伺いたい。また、この路線についてはですね。えー、県道に変更されるという情報が、私のところで掘っておりますが、果たして、それが、県道に変更という、あれがあるのかないのか、その点を含めてお伺い致したいと思います。

それから、環境保全についてですね、あず、あの、今、町長の答弁では問題がないと、環境基準に、全て、あの満たしていると、こういう答弁でございますけれどもですね、やはりあの、水とかそういうものはですね、調査した時点で、確かに満たしているかも知れない、しかし、あの、不法投棄でございますのでですね、あれを長い期間調査していかなきゃならないだろう、それは、もう、この調査は全て終わったんだと、こういう認識をしておる訳でございますでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

3点目の、公共工事についてですね。これは、まずあの、近隣市町村の平均落札率はどうなってるか、わかってる範囲内でお知らせ願いたいと思います。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ハイ、お答えをいたします。

えーと、遺跡の調査につきましては、担当の方からお答えをさせたいと思います。あわせて、野沢・法師窪線のことですが、これにつきましても、現段階で把握している分について、担当の方からお答えをさせたいと思います。

えー、それから、環境保全についてでございますが、これは、議員のご指摘のように、あくまでもこの現状回復の工事が終了した時点においての調査のことです。今後も、こういう浸透して、家、下の方に河川もありますので、その件につきましては、随時、調査をして行く必要があると考えております。

あとの、工事の、近隣の発注の件につきましては、担当の方から答弁をさせます。

産業建設課長（中城 功君） ハイ。議長。

議長（桑原一夫君） 産業建設課長 中城 功君。

産業建設課長（中城 功君） 鹿原議員のご質問にお答え申し上げます。

1級町道の、いわゆるあの計画がなされていなかったのかということでございますが、実際に、あの、計画に載せてございました。やはり、それにつきまして、1級町道であるので、早く完成させたいというふうなことがありまして、計画している訳ですが、やはり、この遺跡の関係、それから財政的なことで、なかなか実施できない状況に、現在、あるということでございます。それと、野沢・法師窪線の、野沢の県道に実際にまだタッチしていない訳でございますが、それにつきましては、県道との交差点が、大きな交差点になるものですから、やはり、それにつきましては、県道と町道の協議が必要になっております。それで、昨年、県道部分については、是非、県の方で何とか出来ないものかどうかと、町道分については、町でやるんだと、そういうふうをお願いしたいということで、昨年からいろいろ要望を出してございます。それで、今年も、現地の方で立会いしていただいております。それと、今、お話されました、野沢から国道までの、県道になるという話ですが、それについては、現段階では、そういう計画はありません。以上でございます。

総務課長（浜谷義勝君） ハイ。議長。

議長（桑原一夫君） 総務課長 浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君） それでは、お答え申し上げます。

他町村の平均落札率でございますけれども、17年度のみでございますけれども、八戸市が80.1%、それから、郡内の町村でございますけれども、93～95%の落札になっております。以上でございます。

3番（鹿原章男君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 3番 鹿原章男君。

3番（鹿原章男君） えー、まず、あの、未整備の道路についてはですね、今後、階上の発展を考える時に、蝙蝠から鳥屋部の路線、そして登山口・田代と、この線が非常に重要になってくるだろうと、こう思います。そういう観点で、早期に着工、完了するように、ひとつ、お願いいたしたいと思います。

それから、2番目のですね、あの、環境保全についてはですね、まず、あの、県の管轄事業でございまして、で、あの、県の方からこう問い合わせてみたらですね、あの、その調査は、あの、現任者が調査するんだと、その、調査の方法は県で指定し、例えば、場所とか方法、そして、それに県が立ち会って調査をするんだと、こういう回答でございました。で、あの、県では、この、調査を何回実施して、いつ、何回調査をしたか、その点を伺いたしたいと思います。

それから、あの、3点目の公共工事についてはですね、えー、まず、あの、八戸市は非常にこう低いと、そういうことでございます。まあ、三戸郡は大体、軒並み大体、同じ位なんだと、そういうことでございます。この、原因についてはですね、いろいろあるだろうと思いますけれどもですね、やはり、あの、町民が汗して納めた税金でございます。そういう観点を踏まえましてですね、今後、十分検討して出来るだけ、予算の効率的使用をお願いいたしたいと思います。

町民課長（林 貢君） ハイ。議長。

議長（桑原一夫君） 町民課長 林 貢君。

町民課長（林 貢君） それでは、鹿原議員のご質問にお答えいたします。

えー、調査をした回数は、17年の12月8日に周辺環境調査をしておりまして、

この時に、ダイオキシン類、土壌、地下水、河川に付きまして調査をしているようですが、この調査については、1回でございます。以上でございます。

3番（鹿原章男君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 3番 鹿原章男君の発言は既に3回に及びましたが、会議規則第55条但し書きの規定により特に発言を許します。3番 鹿原章男君。

3番（鹿原章男君） えー、あの、まず、この環境保全についてはですね、やはり、あの、こういう不法投棄とかはですね、町村に最も責任があるだろう、例え、県の管轄事業であっても、それを、あの、見極めていくのは、町であろうと、こう考える訳でございます。で、あの、県の方に問い合わせてみたらですね、分析調査の結果をですね、町村に知らせる義務はありませんよ、県では、あの、教えない、まあ、教える義務はない、こういうことでございます。しかし、まず、あの、町村からですね、あの、問い合わせがあればその情報を提供しますと、こういうことでございます。で、まず、あの、県の管轄事業であるから、我々、関係ないんだと、こういうことでなく、やはり、町には、地域住民、自然環境を守っていくと、こういう義務がありますので、今後も、十分対処して、検討して対処していただきたいとこう思います。で、まず、あの、町として、その処理場をですね、何回位、行ってこう調べているかその辺をお伺いいたしたいと思います。

町民課長（林 貢君） ハイ。議長。

議長（桑原一夫君） 町民課長 林 貢君。

町民課長（林 貢君） それでは、鹿原議員のご質問にお答えをいたします。

えーと、それから先程の答弁のなかでもうひとつございますので、参考までにお知らせしますが、この、金山沢の場所ですが、ここを、18年の4月の26日に燃え殻撤去場所の土壌調査もやっております。これは、ダイオキシン類の土壌調査でございます。なお、ただいまご質問がございました、処分場についてでございますが、町の処分場につきましては、年1回、場内の3箇所の調査をやってございます。以上でございます。

議長（桑原一夫君） 以上で3番 鹿原章男君の質問を終わります。

4番 橋場敏雄君の質問を許します。

4番 （橋場敏雄君） ハイ。4番 橋場です。

議長（桑原一夫君） 4番 橋場敏雄君。（橋場議員登壇）

4番 （橋場敏雄君） 私は、本定例会において、種苗放流による水産資源の拡大についての質問をいたします。

我が町の農林・水産業は基幹産業であり、発展することで活力を増すことだと思います。

町長は、海産物・農林畜産物の「階上ブランド」の確立と、生産と流通の効率化を図り、積極的な生産者支援の充実を揚げております。

ここでは、種苗放流による資源拡大について取り上げたいと思います。

町では、ウニ・アワビの資源拡大のため、アワビについては、昭和60年より稚貝種苗放流のため、ウニについては、平成2年より稚ウニ種苗放流のために継続して、700万から500万円の助成を行なってきました。

その生産量と生産高を見ますと、アワビについては放流年4年後の、4年後というのは、漁獲可能なサイズになる年であります。その、平成元年～平成17年までの年平均数量は、3,500kgで、金額は平均3,070万となっております。またウニは、放流年の3年以降平成5年～17年までの年平均数量は、3,400kgで金額平均は2,790万円となっております。これは、もちろん、天然物を含んだ数値であります。

この数値を見る限り、目的は、充分活かされているとは思われません。種苗放流は種を蒔いて造り育てる漁業です。自然の影響を受けるため、自ら漁場の管理と資源増殖に努めることが肝要であります。そのための意識改革が必要であります。種苗放流事業を始めてから、事業に対する検証をされたことがあるでしょうか。今後、種苗放流による資源の拡大のためには、漁業協同組合と行政が一体となって事業の検証をされ、水産業を発展させることが必要だと思います。

町長の考えをお伺いします。壇上からの質問を終わります。（橋場議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。 （町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、橋場議員の質問にお答えいたします。

まず、第1点でございますが、種苗放流事業のないか、まあ、これまで、議員ご指摘のように、本町の磯根漁業のうち、その主要部分を構成しているウニ・アワビの資源確保と維持のために、種苗放流に補助金を交付してまいりました。町内にある6の漁業生産部会でも、漁獲量の増大のために、放流の際は海藻のある漁場へダイバーによる放流をしたり、ウニ・アワビの天敵であるヒトデ、ツブ、タコの食害駆除のため自ら努力をしているところでございます。えー、検証についてでございますが、昨年は2漁業生産部会の協力によりまして、採取したアワビの調査を実施したところ、全体の7～8割が放流したアワビであるという結果が出ております。このようにいろいろな努力はしているものの、なかなか漁獲量の増大に繋がらないのが現状でございます。

町といたしましても、本町の水産における特産として「いちご煮」や「塩ウニ」など、町のブランドとして位置づけていかなければならないと考えているところでありますが、そのためにも、議員ご指摘のように、漁業者自らも漁場の管理とそして資源確保・維持を図っていかなければならない、そういう意識改革が必要であると思っておりますし、また、事業の費用対効果も検証していかなければならないと考えております。そのためには、不明でありますところの水揚げの全量について、まあ、把握していく必要がございます。

これらを踏まえまして、今後は漁協・各部会・県・町等の関係者による、例えば、「水産振興協議会」のような組織を設置して、本町の水産業振興について検討協議してまいりたいと考えております。以上でございます。（町長降壇）

4番 （橋場敏雄君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 4番 橋場敏雄君。

4番 （橋場敏雄君） えー、町長は、階上ブランドを確立して行くんだと、いうことには同感であります。農産物・水産物のブランドを確立するためには、まず、先に生産量を上げなければいけないと思っております。現に、階上町内は、ウニの塩の瓶詰めを作っている業者によりますと、階上産が2割から3割程度だと、あと

は、岩手県の北部が殆どだそうです。それでは、レットルには、階上産ということを書けないですね。産地の名前を付けられない、で、三陸産ということで出している訳です。まあ、ウニもその質も、これ似てますから、いいかもわかりませんが、これだと産業にはなりにくいと思います。まあ、すぐには、種苗放流事業によって水産拡大図るというのは、大変、難しいことだと思っております。農産物についても、同様でありまして、先般の6月議会でも、町長は、スペシャリストとしての、その造詣が深いと、それから、助役さんにおかれましても、県では、農林水産部にいて、そちらの方を担当してきてこられたと、どうぞ、そのお二人の、その知識を活かした、その、展開を期待をしております。

それから、最近、種苗放流に対する際の、その、生育環境が悪くなってきております。まあ、これも、容易に拡大出来ない原因だと思いますが、ひとつは、その、排水の問題がありましてね、これによって、海藻が十分育たないからかも知れないというような状況がひとつある、それから、まあ、海岸整備をしている訳ですから生殖面積が少なくなっておりますので、当然、生産量が落ちる訳ですからね。それで、その、海藻の繁茂が少ないというのは、どうも、その、排水ばかりじゃなくて、3年位前ですか、あの、栽培センターに行きまして、海底写真を見せてもらいました。そうしますと、岩盤、それから岩場とか、その白化しています。白くなっている、これは、磯やけ現象です。何故かといいますと、これ、あの、ワカメやコンブの胞子が付着して、すぐ芽を出している、ウニが食い荒らして、ウニは、大体その雑食性ですから、その小さな芽を摘んでしまっている、それもひとつの原因であります。ですから、いろんな、その、漁業者も含めて、海の中を、やっぱり、この、いろんなそういう環境も含めて、漁場を町が作って行かなきゃあならないんですか。その辺のところも、もっと、こう検討されて欲しいと思っております。

えーと、最近、まあ、山田議員が、いろいろ EM の有効微生物群というんだそうですが、で、これは、今、蒼前にある、その、家庭排水の調整池が7箇所あるんですが、夏場になりますと、まあ、その腐食をして、汚れてその臭いが発散すると、で、この狭い所では、有効だという話はしております。何か、十和田の方にも業者があって、これは、非常によい微生物をつくることができると、そう言われています。で、これは、あの、下水だとか、あの対応する場所が沢山ありますから。特に駅前あたりは、その、あれ、海に注ぐところが白い泡が出ていますからね、で、このワカメの胞子やコンブの胞子だとか、それに注ぐ訳ですね。それからウニもアワビもその、かなり大量の200万とか、それから、ウニについては、5~600万の

単位で種を出しますから、で、この、海のなかに、虫が、種が沢山存在するんで、で、これに、そのEM菌が、まあ、水の浄化はいいんですが、生育に対するその影響がですね、ひとつ、はっきりしないと、これ、前例を調べてみますと、私のところで調べられる限りは、あまり、その実行された所がないと、で、ひとつ、あの、新聞報道されております。これは、小川原湖の浄化で、えー、これを報道しておりますが、で、その、ワカサギの、ああ、シジミ貝でしたか、で、その採集の時期が遅れたというんですね。これ、EM菌を小川原湖に流すことによって、多分にその、生育に対する影響があったのではないかと、これ、やはりあの、行政の方でも関心持っておいて頂きたい、有効であれば、安くて、早く浄化できますから、これ、十分その効果を確認めて、やってみる必要もあるのではないかと。

それで、まあ、漁業者の意識改革ですが、まあ、ご存知のように密漁の事件が起きて、組合長、それから副組合長、議会の協議会で、これの謝罪をして、防止策を講じたというふうな話でしたが、これは、まあ組織として当然なことであります。これは、町の方でも、補助事業としてのせている訳ですから、やっぱり、この辺は、あの指導なり、その、関わりを持って、やっぱりやる必要があるんじゃないか、で、とにかく、その漁業者は獲ることにかけては長けているんですよ。どこに、いつの時期にいと、集まる魚が、それは、知るんですが、ところが、育てて獲るということにはあまり慣れていないと、で、ここらのところも十分その情報を得て、それに取り組んでいただきたい。

それから、長くなりましたが、もうひとつ、えーと、平成14年の10月22日から23日まで、これは、県の関係者、漁港漁場整備課長、以下管理者の方が、えー、その、県全体のやはり、種苗放流事業が話題になったという意味もありまして、その、種市の漁場調査をした、で、その報告会が、1月の14日に、階上町の役場でやっているんですよ。で、これに担当課も出席されていますから、で、この時は、県から、漁港漁場課長、それから漁場主査、推進官、今水産事務所長の須川さんも来てるんですよ。えー、それから、三八地方水産事務所長、それから漁港漁場整備事務所長、三八漁場整備事務所と、こういう方々、それから、階上町出身の上野県議も参加をしている、で、まあ、農林水産常任委員ですから、いろんなことを展開していかなきゃならないという話もありました。それから、助役以下、漁業協同組合の組合長以下管理者、全部出席をしております。で、この時の、一定のそのまとめを出しております。これ、まあ、担当者の方で資料があると思うんで、まあ、忘れているかもわかりませんが、こちらで、ひとつあの、ご紹介をしておきます。

で、アワビの魚殖については、バランスの取れた漁業生産をして行かなければならない、これはまあ、資源確保を徹底させるという意味です。それから、海藻群落の育成と、先程町長もちょっと触れておりましたが、食害の駆除です。食害というのは沢山あるわけですから、まあ、タコでも甲骨類でも、顎の固い歯のあるアブラメだとかソイもそうです。沢山の食害生物が存在する訳ですから。すぐにも出来るのがヤツデの駆除、これなら漁業者でも出来る訳です。船の上からすぐ見えますから。それだけでもかなり、生産率が違うと思うんです。食害調査は、まあ、してませんから、それは私にもわかりませんけども。まあ、その、アブラメなんか、その、ある時期には腹一杯、アワビの稚貝を食べている。ヤツデだって、ヤツデもタコも含めてですよ。そして、一個あたり、まあ、その小さいうちに食害に合うのは、幾らあるか知りませんが。今、大きくなるまでは、千分の2〜3の単位ですよ。で、この生産率を5%、仮に上げてみて下さい。これ、かなりのあの数量になる訳ですよ。重量でもそうです。そういった効果があります。

それから、その二つ目として、密漁の防止体制、ここでも言っているんですよ。既にこの会議で、で、地域外からの密漁と、地域内の密漁と二つある。これは意識改革ですよ。これが無ければ、幾ら種を蒔いても生育しませんので、それから、課題として、階上町の磯漁業についてと、地域の伝統文化の継承と、これは、昔から文化の継承で漁業を行なってくる訳ですが、これを大事にすると、それと二つ目は豊かで儲かる漁業を謳っていたと、収益が無ければ、後継者が育ちません。やはり収益を上げることが先決だということです。これは、ちゃんと指摘をしております。それから、特産品のブランド化、これは、町長も掲げているとおりです。生産量があがればブランド化にすぐつながります。それから四つ目として、高齢化に伴う行動力・組織力低下への対応と、まあ、最近はその少子化でいろんなその議題になっております。で、次の世代に残して置くんだと、これが無ければ、これも漁業成功しません。それから、海洋環境、それから海藻の生産力と、ここのところしっかりやらなければならない、もう、既に、国の方で指摘をしております。それで、将来に向かっては、えー、磯漁業を管理する組織の強化と、それと、今の組織体制を、部会の制度を見直していかなきゃあならないと言っています。その、本部が一つあって、効してるのかどうか、それはまあ、部会で、まあ、全て、その、実行しているというのは、現状ですよ。で、補助の対象になるのがやはり、漁業協同組合としての、やっぱり活力を増すということで、補助金が、やはり、5〜6百万円単位で出ていると思うんで、そこらあたりのところをしっかりとしないと、

まあ、そんな感じはしております。まあ、町長のご所見、ありましたら伺いをしたいと思います。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ハイ、えーと、お答えを申し上げます。と言いましても、なかなかあの橋場議員、スペシャリストでございまして、いろいろとご指導を細かくいただきました。まあ、具体的な内容につきましては、いろいろとこう今後精査しながら対応して行きたいと考えますが、ああ、基本的な、抜本的なと言いますか、考え方のなかで、まず、今、お話を伺いましたところ、平成14年ですか、あの、勉強会を開催されたと、地元の県議も一緒に入られまして、県が先に立って、そして関係機関、そして町からも、町長、助役以下担当課、そして、漁協の方からも出席されていると、非常にこう、もう、県内でもこれだけのというふうな素晴らしいスタッフで開催されたということで、大変、私としても、そういう機会があったのかなあと思って、今、聞かされましてまあ、ありがたいことだと思っております。まあ、そういうなかに、橋場議員さんも参加されて、そして、そのなかで、やはりこう先程も申し上げましたが、事業を行なっている漁業者自ら、事業者主体がやはり意識改革が必要であると、漁場は自分たちの手でもって管理して、資源確保して行かなければならない、その辺にあるのかなあというふうなことで、これがやっぱり基本であり、抜本的な考え方だろうなと思っております。えー、併せて、いろんな課題、具体的にいろいろ提言といいますか、そのまとめのなかで、発表していただきましたけども、まあ、部会制度の見直しということにつきましても、本当にこう、根本的なことであり、これは、今、まさに水産業を振興していく上での過渡期にもなるだろうと思しますので、補助を出している町としても、そういう意味でのいわゆるそれを指導しながら連携をとって強化していくためにも、これまで、なかったものが欲しいなあと、協議会組織というものが重要になってくるのかなあという意識でおります。えー、今後につきましても、また、いろいろと橋場議員のご指導をいただきながら、水産業振興の発展に努めて参りたいと考えております。よろしくご理解の程お願い申し上げます。以上でございます。

4 番 （橋場敏雄君） ハイ、これで質問を終わります。

議長（桑原一夫君） 以上で4番 橋場敏雄君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

日程第2 認定第1号 平成17年度決算の認定についての件を議題といたします。

この際、代表監査委員より、ただいま議題となりました件についての監査報告の申出がありますので報告致します。代表監査委員 志民安之助君。

代表監査委員（志民安之助君） ハイ、それでは、監査の意見を申し上げたいと思います。決算審査の意見を申し上げます。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、町長より提出された平成17年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに証書類について、去る8月22日と23日の両日に審査した結果、各会計の決算及び付属書類は適正に調製され、決算の係数は正確であり、内容についても正当なものと認めます。しかし、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率及び公債費比率は、健全ラインの目安とされている数値よりかなり高くなっているため、財政の硬直化を招かないよう、収支の均衡に留意しながら合理的かつ効率的な予算計画と予算執行により、健全で適正な行財政運営に努めるよう願うものであります。また、歳入における自主財源の根幹をなす町税については、個人町民税の税制改正による見直しと固定資産税等の新規課税客体の微増により、若干の増収となったものの、不能欠損額は、ここ4年間、連続して1千万円を超える額となっております。貴重な財源の確保と納税の公平の観点からも、徴収体制の整備など早急に有効な対策を講じるなどして、徴収率アップに特段のご努力を切望するものであります。なお、決算の詳細につきましては、決算審査意見書として町長に提出済みでありますので、ご参照下さい。以上、簡単ですが監査の意見と致します。平成18年9月14日 代表監査委員 志民安之助、監査委員 土橋信夫。以上であります。

議長（桑原一夫君） 以上で、監査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

6 番 （石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 6番 石川清人君。

6番（石川清人君） ハイ、6番 石川です。えー、ただいまの監査委員から報告されましたとおり、非常に厳しい、監査結果となっております。そのなかで、この税収の件でございますけども、先程の監査委員から徴収率が若干、アップと言われておりますが、不能欠損額が、非常にここ3年、増えて、どんどんどんどん増えてきております。ただ、この、徴収率は、前年度の不能欠損額を引いた部分に乗じてかかる訳でございます。これを全てを把握してみますと、何ら変わっていないんじゃないかなと、私は、そう判断しております。で、今後、どのように進めていくのか、いま、現在、担当者達が、1千円、2千円を徴収しながら、夜も出ているという情報も入っています。しかし、これも、やはり、限界というか、このままの状態では打開策にならないだろうと、そこで、町長にお伺いいたします。今後どのような打開策案を考えられているのか、お伺いいたします。

また、町長、あの、22ページにあります、屋外広告手数料、えー、12年度に県から町に移行され、すなわち、県に手数料を、広告料を納めていたものは、全て100%、町でいただけるという、条例でそうとなっております。さて、町長、これを、頭に浮かべられたときに、この、階上の重要路線である国道45号線、私もしょっちゅう、ほぼ毎日のように通っております。この広告料、すなわち看板でございますが、これには、沢山の、のぼりからチラシから、アドバルーンまで具体的などころまで分類されておりますが、えー、少なくとも、ずっと3年位続けて立てるであろう看板、毎日毎日国道を走っている人もありますが、えー、幾つ位あると認識していращいますか。そこをお願いいたします。

それから、まあ、こういう厳しいなか、また、来年の予算、それからこれからのあと半年分、いろいろと考えて行かなければいけない財政、来年、再来年の分は、沢山沢山あります。町民からの要望もございませう。しかし、この財政を見る限り、なかなかそのとおりには行かないだろうと認識しております。給食センター、老朽化しておりますし、職員もギリギリであります。そういうなかで、町長誕生して、ローリングにありませんでした、この町営住宅、今日も来年早速、あの、建てるというお話でございました。さて、今の状況で行きますと、全てにおいてどんな大きな事業をしようとするにも、基金の取り崩し、そして、起債も使う、これしか手立てがないのではないかと、非常に不安を感じているものでございます。そういう大きな計画があれば、何かを押さえ、何かを削減、何かを据え置き、そうい

うことでなければ、非常に厳しいものであり、出来るものではないと思います。これは、基金を崩して、起債をあげ、最終的に借金ばかりの階上町になるのではないかと考えております。まず、この３点についてお伺いいたします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ハイ、えーと、石川議員のご質問にお答えを致します。

まず、第１点目の、これだけのまあ不能欠損額が生じているというなかで、今後、打開策案というのがあるのかというご質問かと認識しておりますが、えー、まあ、これにつきましては、議員からも、私は、ある評価だと捉えていますけども、職員の皆さんは大変こう頑張っております。そして、前年度に比べて徴収率そして調定額に対する収入も若干であります但伸びてございます。お話にございましたように滞納者からの、千円、２千円を集める苦勞というものの、その額以上の努力が必要でありますし、まあ、そういうなかで、例え小額であっても、その、効果というのは、私、出来ているのかなあと思って、私もそのように考えているところでございます。そして、そういうなかで、これだけの不能欠損が生じているということ、まず、この原因がどこにあるのかということから、やはり究明して行かなければならないのかなと、まあ、全員協議会でもいろいろ議論がされました。それぞれのいろんな理由がございます。そう簡単に落としている訳ではございません。まあ、そういうなかで、止むを得ずという部分が、どうもこの頃多いというように、まあ、伺っております。数字に現れておりますように、ここ４年間は、大きく１千万を越えている状況であり、まあ、その陰には、大きくは経済不況というようなものにおける影響というものがあると思います。まあ、しかし、それは、ただ、見逃すという考えはなくて、それぞれの原因に対応したその徴収について、その、努力を重ねて行くしかないのかなと、そして、この、打開策案ということでお話ございましたけども、まず、今、現在、担当グループの方で徴収をしてございます。まあ、こういう状況で、やはりこれも連携も必要でありますし、成果があがってきている状況でございます。この辺につきましては、今まで以上に担当課の方にもですね、まあ、その対応についての問題等が生じて来れば、また、そこにおいて協議しながら、これはもう随時、これ以上増えないようにということで進めて行く必要があると考えており

ます。いずれ、今の体制を、状況をみながら検討して参りたいという考えでございます。

屋外広告手数料の件でございますが、これにつきましては、担当の方からお答えをさせたいと思います。

それから、3点目でございますが、まず、ご案内のように厳しい財政状況のなかで、ここでまた一つ大きな事業を展開しなければならない、給食センターが入ってまいりました。まあ、これまで、ローリングに入っていなかったのは、まあ、正直申し上げまして、まあ、不思議な位でございましたが、しかし、もう、内容が内容だけに、まったなしだろうという思いは持っております。こういうなかで、現在、始めなければならない、例えば、階上中学校の問題、そして、この給食センターの問題等もある訳でございます。これらを、ローリングにどのように反映していくかということにつきましてでございますが、まあ、当然、入るのが減少しているなかで、出口を抑えて行かなければならない、やはり、そういうなかで、私は、この苦しい財政のなかで、町民の要望にも応えつつとは言いましても、こういうこれまでになかった大きな事が入ってきますと、どうしても、まあ、どこかを抑えなければならない、そうすれば、どこに行くかと言いますと、なかなかこれについては、優先順位、それから緊急性等もある訳でございますので、簡単には行かない訳でございますが、えー、まあ、その、例えば、我慢出来る部分で、ある程度、額を抑えられるところからということになって行くのかなあと思っております。えー、まあ、例えば、建設事業費につきましては、本当は生活、町民の生活に關与している必要なものでございます。いうなれば、全て必要なものではございますが、その判断につきましては、議会の皆さんと協議しながら進めてもらいたいと思っておりますので、そういう考えでおります。宜しくお願いいたします。以上でございます。

産業建設課長（中城 功君） ハイ。議長。

議長（桑原一夫君） 産業建設課長 中城 功君。

産業建設課長（中城 功君） 石川議員のご質問にお答え申し上げます。

屋外広告料ですが、平成14年4月1日から、県から町に委譲ということでございます。それで、町内全域の屋外広告物でございますが、それにつきましては、いろいろこう多種多様でございまして、立看板、それから電柱等へ付いてます広告塔、

旗、のぼり、それから広告板とか、広告塔とか、大変数多くございます。それで、現在、私どもで押さえている数字でございますが、平成 17 年度分として、96 件押さえております。以上でございます。

6 番 （石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 6 番 石川清人君。

6 番 （石川清人君） ハイ、今、課長から説明をいただきました。あの、96 件、17 年度、これは、14 年度からのトータルの新規の件数ではありませんか。すなわち、まあ、あまり、ごだごだごちゃごちゃ言ってもしょうがないんですが、ずばり答えれないと思います。すなわち、14 年度に県から町にきて、その県から、あの、譲られた前年度、要するに 13 年度分の県で取り扱っている部分、65 件ですよ。そして、我が階上町に移され、だから、新規の部分でお話しますよ。で、平成 14 年に 13、15 年に 10、16 年に 6、17 年に 2、近年、この国道を走っている方が、どなたでも、ここにいる皆そう、お分かりと思うんですよ。去年あたりから大きな看板が、あちこちに滅茶苦茶に出てるじゃありませんか。そして、これは、道路の看板だけじゃあないんですよ。例えば、建物、店が出来た、ついこの前パチンコ屋もできました。あの、電光掲示板もどうですか、入るんですよ。恐らくそれは頂いていると思うんですが。そうすると、これ、2 件しかないということは、恐らく、届けそのものを全体が認識しているかどうかというのが、ひとつ問題だと思います。そして、14 年に、この 65 件をきちっと把握していれば、条例でいう、3 年に 1 回の更新、もう既に 14 年にきちっと把握していると、もう既に 17 年度は、今ある看板全てが、また改めて新規に登録して、入っている訳ですよ。すなわち、看板料というのは、100%、町で使える金なんです。財政が厳しい厳しい、2 万、3 万で担当職員達が四苦八苦している、だけど、よく見てみなさい。目の前に金が成っているじゃありませんか。請求を出せばいいだけなんです。また、あの、3 年の更新、これ、あの、当事者達は恐らく忘れていらっしゃると、自ら来る者はなかなか来ないでしょう。まあ、それ位、簡単にしか考えていないと思います。ですから、こちらから、やはり、調べて、告知をして、もう、明日からでも結構でございます。私、数えるに、ゆうに、この国道に 150 はあります。のぼりとかちっちゃなものを除いてですよ。例えば、電柱に巻きつけてあるあれが新しくなってます

よね。あれ、どうなんですか、一箇所、10本あったら、4千円、5千円、6千円になるんですよね。だから、そういう点からすると、今日まで、非常に頂ける分、貰えるべきものを貰っていない、今の、決算、これ4万2千円、とんでもない、この3倍も恐らく入ってくるでしょう。私は、もう、これを認識してから、しょっちゅう走ります、八戸に。帰ります。おお、今日、また、新しい看板が出来たなあ、すぐ数えているんですよ。ああ、あの看板でかいから幾らかなあ、あまり詳しくやると、これは、課長の仕事ですから、詳しく申し上げませんが、そういう、認識のなかでやはり貰えるものは、きちっとやっていただきたいし、これが、3年3年で、そしてどんどんどん新規が出てくる、また、工事もしていますよね。また、新しい店舗が出てきますよね。そういうこともお話ししながら、そして、あの、恐らく、無届でいらっしゃる方もあると思います。こういう看板料が必要だということをもっともっと広告というか知らせるべきであると思うし、また、あの、再度、明日にでも調べて、そして、どうぞ、あの請求を出して下さい。今日、これは、私、初めてこれを言ったことじゃあないんですよね。担当者にずっと言ってきたことなんです。そういうことで宜しく願いいたします。

えーと、先程、あの、税收の問題でお伺いしました。えー、まあ、担当課もまたこれからいろいろと相談をしながらという答弁でございしますが、どうでしょう、町長自ら財政の厳しさを説明して歩く、というのはいかがでしょうか。あなたの税金で階上町が成り立っていますよと、そういう、他所の、日本おある何箇所かで、それをやられている、村長・町長がいらっしゃいます。非常に徴収率が上がったとありますので、どうぞ、そういうことも考えてみていただきたい。

それから、この、今後の建設事業の部分の、先程の町営住宅、ローリング、すなわち、3年後、4年後を考えて計画的にいくといろんな部分が、積み立ても出来るだろうし、そっからもってこようかということも出来る、それが、計画である訳です。しかし、町営住宅は、去年の12月誕生、すぐ、すなわち、計画に無いものをいきなり議会にあげた、これを、私、反対するものではございません。ただ、いきなり取り込んできた、この財政の厳しいなかで、私が確認したいのは、どのように工面してやろうとしているのか、先程も申しました。基金の取り崩し、起債、借金の申し込み、この財源のなかから、幾ら位の金額を充当しようとしているのか今一度お伺いいたします。

町長（浜谷豊美君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ハイ、えー、お答えをいたします。まあ、順番に申し上げますと、まず、最初の屋外広告につきましては、それは出来る部分から早速こう担当の方に指導して、進めたいと思っております。

次のまず、町財政の厳しさを町民に、まあ、どのように、まあ、目的、目的といえますか、町財政の厳しさを町民にできるだけこう解っていただく方策としての、手段だと、とこういうふうなことでまあ理解致しますけども、これについては、まず、必要なことなのかなと思います。やはり、口頭で一通り教えただけではなかなか解りづらい、そういったなかで、まあ、地域をまわりながらという方法もあると思いますし、まず、これについては、何とか考えてみたいと思います。

えー、それから、ローリングに、この、状況のなかで、町営住宅が入ってきたことによって、財政が厳しくなってきた、こういうふうな、取り崩し、といえますかまあ基金とか起債というふうな考え方ということでのご質問でございますが、えー、まあ、非常に、一つを出せば一つどこかをこう止めなければならぬ、本当にもう遣り繰りそのものでございます。えー、まあ、これについては先般も、庁内でもまあ、実は春からも何度か協議しているところでございます。何とか、ローリングに載せて実現をして行く方策はどういう方法を取ったらいのかということをもまあ思考中でございますが、その、財政面の考えとか内容につきましては、財政の担当の方からお答えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

総務課長（浜谷義勝君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君） それでは、お答え申し上げます。榊山団地の事業年度計画の財源の計画でございますけれども、18年度の議会の方で議決してもらっております実施設計費につきましては、17,394千円で、そのうちの1,650万については、原子燃料の方の交付金で充当すると、町の財源は894千円を持ち出しする、で、19年度工事を実施するということで、2億7,000万円を予定してございまして、国庫補助金が1億2,150万、地方債が1億4,850万でございまして、補助残につきまして、100%の起債充当率ということで一般財源は0という計算しています。で、

20 年度の外溝等含めました取り壊しを含めまして、2,700 万、国が 1,215 万、起債で 1,480 万、そういうふうな財源の割り振りで計画してございます。以上でございます。

6 番 （石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 6 番 石川清人君。

6 番 （石川清人君） えー、先程の広告料のことを申し上げましたが、私は、どこまで、町長がこのことをご存知でいるのかを確認したかった訳であります。是非とも、いろいろと体制を考えながら、あの、真剣に取り組んで頂きたいと思います。

それから、先程も申し上げましたが、屋外広告料、これはすぐにやっていただきたい。来年度から、4 月 1 日からというんじゃなくて、すぐ請求を出してお願いをすればすぐ入るんですよ。明日やると翌日入るんですよ、極端に言うと。ですから、ここの部分は、17 年に出てくると、私はそう計算してありますので宜しくお願いいたします。

それから、今の、町営住宅、課長から説明していただきました。まさに、何にもないんですよ。極端にいうと。基金と借りる、まあ起債、まあ、国の助成は助成で、それは然るべきことです。ですから、これを、今度、例えば、また、大きな事業をやろうとした時に、また、同じ体験にしかならん、して、我が階上町の財政は、あと何年持つんでしょう。基金も半分、こんなことしてて、町長在任中持ちますか。その辺もしっかりと相談をし、考えながら計画をきちっと組んで、それでもなくっても要望が沢山あり、やっていかなきゃならないと思います。もう、極論で言わせますと、例えば、そういう是非、必要なものを、大きな事業、思い切って例えば、道路を 1～2 年凍結、舗装、今は砂利道なんだけどその舗装の予算、4,000 万、5,000 万、1 年 2 年凍結してもいいのではないかと、あの、考えております。どうぞ、最後に町長、答弁をお願いします。

町長（浜谷豊美君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） えーと、最後の件についてでよろしい訳ですか。ハイ、えー、これにつきましては、先程申し上げましたように、まあ、どこを削って行くべきかということにつきましては、非常にこれは難しい問題でございます。まあ、町民の住民サービスということも考えつつというふうなこともございます。そして、また、今、石川議員から、例えばということですが、ご提言もございました。そういう道路工事の分も凍結、まあ、それも一つの大英断の判断であろうかと思います。まあ、その辺も一つこう検討しながら、いずれ、進め方については、あくまでも、議員の皆さんと相談しながら、考えを示して行きたいと思いますので宜しくお願いいたします。以上でございます。

議長（桑原一夫君） ほかに、質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本決算は、認定することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、平成17年度決算は、これを認定することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は9月15日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（散会時刻 午後0時02分）

平成 18 年第 7 回階上町議会定例会

第 3 日 目

議事日程第 3 号

平成 18 年 9 月 15 日 午前 10 時 2 分開議

- | | | |
|--------|----------------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 平成 18 年度階上町一般会計補正予算 |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 平成 18 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算 |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 平成 18 年度階上町老人保健特別会計補正予算 |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 平成 18 年度階上町介護保険特別会計補正予算 |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 平成 18 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算 |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 道仏中学校大規模改造工事請負契約の一部変更契約の締結について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 八戸圏域水道企業団規約の変更について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 茨島浄化センター建設工事その三請負契約の締結について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 茨島浄化センター建設工事その四請負契約の締結について |
| 日程第 15 | 陳情第 1 号 | 義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の実施に関する意見書の提出を求める陳情 |
| 日程第 16 | 議会案第 1 号 | 道路財源の確保に関する意見書 |
| 日程第 17 | 議会案第 2 号 | 義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の実施に関する意見書 |
| 日程第 18 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１７名）

1 番	加 藤 祐 君	2 番	重 文 字 勝 義 君
3 番	鹿 原 章 男 君	4 番	橋 場 敏 雄 君
5 番	高 松 久 美 子 君	6 番	石 川 清 人 君
7 番	山 田 恵 治 君	8 番	土 橋 信 夫 君
9 番	郷 州 公 典 君	10 番	松 森 嵩 君
11 番	佐 京 登 君	12 番	畑 中 弘 實 君
13 番	大 前 典 男 君	14 番	木 村 勝 彦 君
15 番	金 沢 啓 一 君	17 番	荒 道 鶴 造 君
18 番	桑 原 一 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長 浜 谷 豊 美 君	助 役 高 谷 清 孝 君
教 育 長 村 上 富 士 夫 君	総 務 課 長 浜 谷 義 勝 君
町 民 課 長 林 貢 君	保 健 福 祉 課 長 鳩 文 男 君
産 業 建 設 課 長 中 城 功 君	教 育 課 長 工 藤 靖 夫 君
総 務 G L 上 博 文 君	企 画 G L 高 橋 信 一 君
税 務 G L 寅 谷 信 廣 君	戸 籍 住 民 G L 池 田 隆 君
保 健 福 祉 G L 浜 谷 操 君	産 業 振 興 G L 川 向 達 人 君
建 設 G L 田 中 昇 君	出 納 室 長 中 村 豊 志 君
教 育 G L 小 沢 勝 君	中 央 保 育 所 長 佐 々 木 忠 弘 君
代 表 監 査 委 員 志 民 安 之 助 君	

職務のための出席者

議 会 事 務 局 長 梨 子 謙 一 君	総 務 課 総 括 主 幹 地 代 所 康 二 君
総 務 課 総 括 主 幹 長 根 工 君	

開会の宣告

午前 10 時 08 分

開議の宣告

午前 10 時 08 分

議長（桑原一夫君） ただいまの出席議員は 17 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3 番（鹿原章男君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 3 番、鹿原章男君。

3 番（鹿原章男君） 3 番、鹿原です。えーと、ですね、あの、休息時間の廃止とこう載っておりますけどもですね、その理由を説明願いたいと思います。

総務課長（浜谷義勝君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君） ハイ、それではお答え申し上げます。ええ、国の方の法律の改正に伴いまして、ええ、私の方も改正するということでございます。ええ、国の方では、ああ、勤務時間 8 時間について、ええ、15 分、15 分をなくして、実働 8 時間勤務にするというふうに改正になりましたので、それを受けて私の方でも午前の 15 分、午後の 15 分を廃止するということで提案したものでございます。

3 番（鹿原章男君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 3 番、鹿原章男。

3 番（鹿原章男君） えーと、あの、休息時間はですね、ええ、労働基準法の要請によって定めておるものではない訳ですね。それ国の方で、あの、そのようにしたというのは一寸納得できない事項なんですけどもですね、ただ、あの、この休息時

間をですね、ええ、任命権者即ち町長がですね、ええ、出来るだけ与えなきゃならないと、こういう規則になっている筈なんです。で、その結果、まず、あの、労働組合との説明も、もう済んでいる訳でございますか。

総務課長（浜谷義勝君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君） それではお答え申し上げます。ええ、組合との方の協議につきましては、ああ、協議済でございます。

3 番（鹿原章男君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 3 番、鹿原章男君。

3 番（鹿原章男君） まず、あの、この休息時間を設けるのは、能率の維持それから職員の保健・安全、そういうものを目的として、ええ、任命権者が定めるとそういうことになっておった筈でございますが、その部分は廃止してもクリア出来るとこういう判断で、今提案している訳でございますか。

総務課長（浜谷義勝君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君） お答え申し上げます。ええ、私どもは、あの、1 日 8 時間勤務ということで、ええ、考えてございまして、ええ、15 分、15 分、午前の 15 分、午後の 15 分を外しますと実働 8 時間になるということで、ええ、従前は午前中 15 分ということになってございましたけども、今回は、ええ、4 時間、昼 45 分、で午後 4 時間というふうなことで、ええ、朝 8 時 15 分から夕方 5 時までという勤務形態で、15 分の休憩をなくすと、んで昼の休憩時間を 45 分にすることでございます。

議長（桑原一夫君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 1 号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 2 議案第 2 号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件から、日程第 4 議案第 4 号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件まで、3 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

9 番（郷州公典君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 9 番、郷州公典君。

9 番（郷州公典君） 議案第 4 号についてお尋ねします。出生一時金の増額ということですが、ええ、年間で階上町ではどの位の増額になるのか、出生数はどの位なのかお尋ねいたします。

保健福祉課長（鳩 文男君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 保健福祉課長、鳩 文男君。

保健福祉課長（鳩 文男君） えーと、あの、お答えいたしますが、今年度 10 月 1 日から適用ということで、あの、今までの母子手帳の交付等から今年度は 18 人が予定されてございます。これまでの、あの、17 年度におきましては 40 人、16 年度におきましては 29 人が国保の関係でこれに該当というか、なる。今までの例であればそのような状況でございます。以上です。

9 番（郷州公典君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 9 番、郷州公典君。

9 番（郷州公典君） えー、私が言うまでもなく出生率というのは 1.25 ということで、大変日本の将来が危惧されるということが言われております。ええ、少しでも少子化対策になるようにこれからもお願いしたいと思います。

議長（桑原一夫君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 2 号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件から、議案第 4 号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件まで、3 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 5 号 平成 18 年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 5 号 平成 18 年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 6 議案第 6 号 平成 18 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算の件から、日程第 8 議案第 8 号 平成 18 年度階上町介護保険特別会計補正予算の件まで、3 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 6 号 平成 18 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算の件から、議案第 8 号 平成 18 年度階上町介護保険特別会計補正予算の件まで、3 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 9 号 平成 18 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第9号 平成18年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 道仏中学校大規模改造工事請負契約の一部変更契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第10号 道仏中学校大規模改造工事請負契約の一部変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 八戸圏域水道企業団規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第11号 八戸圏域水道企業団規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 青森県市町村職員退職手当組合格約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 12 号 青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 13 号 茨島浄化センター建設工事その三請負契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 13 号 茨島浄化センター建設工事その三請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 14 号 茨島浄化センター建設工事その四請負契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1 番(加藤 祐君) ハイ、議長。

議長(桑原一夫君) 1 番、加藤 祐君。

1 番(加藤 祐君) えー、1 番、加藤 祐です。ええ、先般の談合の疑惑の問題から発展して、ええ、まあ、再度こう組み替えての入札となりましたが、ええ、私が前回質問で申し上げましたように、ええ、その状況を、幅を狭くするとそういうふうなことに、ええ、談合問題に発展する。ええ、そしてまた 1 億以上という、その、金額の中にこういう競争性を持たせ、その中に、また、公平性という、ええ、原理が生まれてくる訳でございます。ええ、そしてまた、入札請負率も 90%以上から 73%と、ええ、階上町にとっては財政が浮いた訳でございます。ええ、このことは大変大きいことと私は考えてございます。これからも、まあ、皆々そういうふうなことでは如何だろうとこう考えますが、ええ、やはり、あの、指名権を持つ町長、そしてまた、指名審査会を担う助役、ええ、そういう関係各位がキチンとした対応を持って、ええ、財政を考えながら、ええ、指名に当たって欲しいものと、

私はこれからもお願いするものであります。今、階上町も大変逼迫している財政でございます。今後とも皆々お願いする訳ではございませんが、そのところを十分、こうあたりを緩和しながら、ええ、地域経済効果もでございますでしょうし、そこら辺を見ながら、ええ、これから執行してほしいことと私は願って終わります。

議長（桑原一夫君） 答弁はよろしいですか。

（１番（加藤 祐君） 町長に、では町長と助役に、ええ、そのことを答弁、お一人ずつお願いいたします。）

町長（浜谷豊美君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ハイ、ええ、只今の加藤議員のご質問・・・ご意見なのかなと思って今聞いてましたけども、まあ、ああ、前回の、おお、入札についての件についても、ええ、まあ色々ご意見等頂戴し、そして、ええ、色々な疑惑に関してのこと等もございました。ええ、まあ、経過については皆様ご存知の通りでございます。ええ、今後の、おお、対応として、まあ、今回の入札について、ええ、その辺も十分踏まえて、ええ、対応したつもりでございます。あとは、ああ、落札率につきましては、これはもう如何ともし難いことでございますので、ええ、先ずは以前からも申しておりますように、基本的には地元の業者というのは念頭にある訳でございますし、あとは業者数について、ええ、色々ご意見いただきました。ええ、町の規程には合致している訳でございますが、まあ、ただ今回の件についての色々な件がございましたので、まず今後、慎重にまた対応してまいりたいと思います。以上でございます。

助役（高谷清孝君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 助役、高谷清孝君。

助役（高谷清孝君） ハイ。ええ、まあ、今回ですね、ええ、こういった事があったということに対してですね、まあ、あの、議会の皆様方にですね、まあ、何と言いましょ、ご迷惑をお掛けしたということですね、まずもってお詫びと言いましょ、申し上げたいと思います。えーと、まあ、あの、これからはですね我々、まあ、ええ、そういった指名審査会をですね、あの、担当している者にとりまして

ですね、ええ、これからもですね入札がですね、適正に執行されるようにですね、我々もこれからも注意して当然行かなければなりませんし、ええ、そういったようなことですね、これからもきちっに行われていくようにですね、ええ、その辺は十分注意しながらですね、ええ、対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ええ、引き続きご指導の方を宜しくお願いしたいと思います。終わります。

1 番（加藤 祐君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 1 番、加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） えー、町長・助役の気持ちを十分察するものでございます。ええ、今後とも、町政に対してご尽力をお願いいたしまして質問を終わります。有難うございました。

議長（桑原一夫君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 14 号 茨島浄化センター建設工事その四請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 陳情第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の実施に関する意見書の提出を求める陳情の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長（石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 教育民生常任委員長。（教育民生常任委員長登壇）

教育民生常任委員長（石川清人君） ええ、教育民生常任委員会に付託されました、陳情第 1 号の審査結果についてご報告申し上げます。結果についてはお手元に配付されております、陳情審査報告書のとおり採択と決定いたしました。以上で報告を終わります。（教育民生常任委員長降壇）

議長（桑原一夫君） 以上で、委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

陳情第 1 号の件については、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第 1 号の件については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

この際、日程第 16、議案第 1 号 道路財源の確保に関する意見書の件及び日程第 17、議案第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の実施に関する意見書の件、2 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 1 号及び議案第 2 号については、議員発議でありますので提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第 1 号 道路財源の確保に関する意見書の件及び議案第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の実施に関する意見書の件の 2 件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書の提出につきましては、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長に一任することに決定いたしました。

日程第 18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上でもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

議長(桑原一夫君) 町長 浜谷豊美君。

町長(浜谷豊美君) それでは、本定例会の閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。ええ、去る9月11日開会の第7回定例会は本日をもって閉会となりますが、提出いたしました決算並びに議案につきまして、全議案ともに原案のとおり認定並びにご承認いただき有難うございました。ええ、審議に際していただいたご意見等を参考にしながら今後の町政に取り組んでまいり所存でございますので、議員各位のより一層のご理解とご指導をお願い申し上げお礼のご挨拶といたします。有難うございました。

議長(桑原一夫君) これにて、平成18年第7回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時27分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

